

空間デザイン法規

選 択

開講年次：3 年次後期

科目区分：講 義

単 位：2 単位

講義時間：30 時間

■**科目のねらい**：空間デザインに関連する法令は、都市・建築空間の質、建築・住宅の性能に大きくかかわってくる。建築計画、設計及び施工を行うに当たって必要となる関係法令について、建築基準法を中心に条文の趣旨及び背景について解説するほか、都市計画法、消防法、建築士法といった法令とのかかわりについても論及する。事例を紹介しながら解説することで、各法令の必要性和趣旨を十分理解させる。

■**到達目標**：条文を解説し建築物の意匠設計に法令の主要規定を反映することができること及び設計図を見て設計内容が法令の主要規定に適合しているか否かを判定できることを到達目標とする。

■**担当教員**：

小林 宏

■**授業計画・内容**：

第 1 回	建築基準法を学ぶために	憲法と建築基準法の関係、法の目的と意義、法の生い立ちと構成等について学び、法の概要を把握する。
第 2 回	建築基準法を理解するための基礎知識	条文を正確に読み、法を正しく理解するための基礎的な事項（用語の定義、面積・高さ等の算定方法）を学ぶ。
第 3 回	建築基準法制度規定	建築計画の段階から着工、完了、維持管理に至るまでの各種の手続き及び制度の運用に関する規定を学ぶ。
第 4 回	建築基準法集団規定1	建築物と道路に関する規定を学ぶ。
第 5 回	建築基準法集団規定2	建築物の用途制限に関する規定を学ぶ。
第 6 回	建築基準法集団規定3	建築物の規模制限（建ぺい率、容積率等）に関する規定を学ぶ。
第 7 回	建築基準法集団規定4	建築物の形態制限（道路斜線、隣地斜線、北側斜線等）に関する規定を学ぶ。
第 8 回	建築基準法集団規定5	防火・準防火地域内の建築物に関する規定を学ぶ。
第 9 回	建築基準法単体規定1	採光、換気、階段・廊下等の居住環境等に係る一般構造に関する規定を学ぶ。
第10回	建築基準法単体規定2	構造設計と構造計算に関する規定を学ぶ。
第11回	建築基準法単体規定3	構造種別ごとの構造仕様に関する規定を学ぶ。
第12回	建築基準法単体規定4	建築物の防火に関する規定を学ぶ。
第13回	建築基準法単体規定5	建築物の避難等に関する規定を学ぶ。
第14回	建築基準法単体規定6	建築設備に関する規定を学ぶ。
第15回	建築関係法令	都市計画法、建築士法、建設業法、消防法、バリアフリー新法、耐震改修促進法等建築関係法令の概要を学ぶ。

■**教科書**：基本建築関係法令集 法令編（平成29年版）：井上書院

■**参考文献**：最新建築法規入門：実教出版

図説 建築法規：学芸出版社

建築法規用教材（2017年版）：日本建築学会

建築法規PRO（2017）図解建築申請法規マニュアル：新建築確認申請実務研究会編・第一法規

■**成績評価基準と方法**：期末試験の成績を主とし、演習問題の提出状況及び出席状況を加味して評価する。ただし、出席回数が全体の2/3に満たない場合は、単位を認定しない。

評価方法	到達目標	評価基準	評価割合 (%)
定期試験	◎	試験問題：70点満点	70
演習問題	○	提出及び理解度：20点満点	20
出席状況	○	出席状況：10点満点	10
		出席回数が全体の2/3に満たない場合	欠格条件
その他			

◎：極めて重視する。 ○：重視する。 空欄：評価に加えない。

■**関連科目**：都市計画論、構造力学、建築構法、構造・材料実験

■**その他（学生へのメッセージ・履修上の留意点）**：

- ・建築基準法をはじめとする建築関係法令は建築物を計画、設計及び施工する上で必須の法令である。
- ・建築関係法令は、木造建築士、2級建築士及び1級建築士の資格試験の試験科目となっている。なお、建築士の資格試験の受験資格として、当該科目の単位取得が義務付けされている。
- ・木造で階数2以下かつ床面積100m²（木造以外は30m²）以下の建築物以外の建築物の設計は、建築士の資格がなければ行うことができないこととなっている。
- ・建築基準法は技術法規で、条文が難解であるため、適宜、講義資料を配布する。配布した講義資料は、必ずファイリングし、講義資料を基に予習・復習を十分に行うこと。
- ・課題として演習問題を配布するので、自らの理解度を深めるため、必ず法令集をひもとき条文を解説して答えを導き提出すること。